

環境

再生資源集団回収奨励金

再生資源を自主的に集団回収する市内の自治会や子ども会、PTAなどの非営利団体に、回収量に応じた奨励金を交付しています。

◆登録団体を募集

奨励金の交付を受けるためには、事前に団体登録が必要です。◆登録方法など詳しくは問い合わせ

◆奨励金の交付申請

登録団体は、7月上旬期(1月～6月)分の交付申請をしてください
受付期間 7月11日(金)～31日(木) 午前9時～午後5時

※正午～午後1時を除く受付場所

リサイクルプラザ1階事務室
※水曜日は市役所本館2階の環境政策課環境政策グループで受付

対象となる再生資源 古紙(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック)、古布、廃食用油
交付金額
○古紙・古布…1kgあたり4円
○廃食用油…1ℓあたり4円

申請・問合先 環境政策課
☎06(6902)0045

環境審議会委員を募集

環境基本計画の推進のため、市民委員を募集します。
任期 11月頃～9年3月
対象 7月1日時点で、18歳以上の市在住・在勤・在学で平日昼間の会議に出席できる人

募集人数 若干名
報酬 1回8400円

応募方法 8月31日(日)までに申込フォームより申し込みまたは応募申込書を郵送

※審議会は2回程度
※応募申込書は市ホームページからダウンロード可能
※結果は選考の可否にかかわらず郵送にて通知

申請・問合先 環境政策課
☎06(6902)6490

第10回門真市エコ・アートコンクール作品を募集

ごみの減量化やリサイクルに関するポスターを募集します。
対象 市在住の小学4年生

応募方法 8月29日(金)までに、市立小学校に在学中の児童は学校に提出、市立小学校以外の学校に通う児童は環境政策課に持参または郵送

※結果は市ホームページで発表予定
※詳しくは市ホームページ参照
応募・問合先
〒571-8585
門真市美しいまちづくり推進協議会事務局(環境政策課)

☎06(6902)6490

特定外来生物
オオキンケイギクを見かけたら

見つけたら、刈り取らずに根から引き抜き、その場でビニール袋に密封し、数日間天日にさらして枯死させたあと、普通ごみとして処分してください。
特定外来生物は在来生態系へ



高さ30～70cm程で、道端や河川敷などに生息

セアカゴケグモに注意

7月20日～8月31日は「セアカゴケグモ等対策月間」です。セアカゴケグモは、強い毒性を持ち、体長は約1センチメートル、黒色で背中には赤色の帯状の模様があるのが特徴です。家庭用の殺虫スプレーで駆除できます。咬まれたときは、傷口を流水で洗い、できるだけ早く医療機関を受診してください。

問合先 環境政策課
☎06(6902)7212

ごみ焼却施設・周辺土壌のダイオキシン類濃度測定結果

クリーンセンターのごみ焼却施設4号・5号炉の排ガス、飛灰、焼却灰、ごみ焼却施設周辺土壌(市立若葉児童遊園)のダイオキシン類濃度を6年度に測定した結果、すべての項目で基準に適合していました。

ごみの焼却量を減らすことが、ダイオキシン類の排出抑制につながります。ごみの減量とリサイクル、分別収集にご協力ください。

※詳しくはホームページ参照
問合先
クリーンセンター施設課
☎06(6909)4392

福祉

定額減税補足給付金(不足額給付)

6年度定額減税補足給付金(調整給付)で、給付額が不足した人などに対して給付金を給付します。市が対象であることを確認できた人には7月下旬頃から通知を順次送付予定です。給付時期や手続方法など詳しくは決定次第、市ホームページや広報かどまでお知らせします。
※現時点で具体的な問い合わせの回答は不可



詳しくはこちら

問合先 給付金専用ダイヤル

☎06(6902)6284

※受付は平日午前9時～午後5時30分

認知症サポーター養成講座

とき 7月15日(火) 午後2時～3時30分
ところ ケアホームちどり(柳田町15-23)
費用 無料
申込方法 電話
問合先 高齢福祉課
☎06(6902)6176

大阪府盲ろう者通訳・介助者養成研修

視覚と聴覚に重複して障がいのある盲ろう者を支援するために、通訳・介助を行う人を養成します。
研修期間 9月16日(火)～8年3

消費生活

「2時間後に電話が使えなくなる」不審な電話にご注意を

事例
自宅の固定電話に着信があり、自動音声で「総務省です。この電話は2時間後に使えなくなります。詳細を確認する場合は1を押してください」の案内後、1を押した。オペレーターに繋がりに、住所や氏名、携帯電話番号など個人情報を聞かれ不審に思う。

助言

公的機関を騙った詐欺の電話です。個人情報などを聞き出し、不正利用や金銭を騙し取ることが目的だと思われます。また、総務省だけでなく、ほ

かの公的機関や大手企業名を名乗ったり内容が違つ場合もあるので注意が必要です。

公的機関や大手企業が突然電話をかけてきて、個人情報をおねわることはありません。このような電話がかかってきた場合はすぐに電話を切りましょう。気になる場合は消費生活センターまでご相談ください。

固定電話用特殊詐欺等被害防止機器を無料で貸し出し

高齢者が還付金詐欺などの特殊詐欺や悪質商法の被害にあわないため、特殊詐欺等被害防止機器を貸し出します。

電話をかけてきた相手に「犯罪防止のため会話内容が自動録音されます」とアナウンスを流す機能があるため、犯罪被害の

未然防止に役立ちます。

受付方法

7月1日(火)から消費生活センターへ直接または申込フォームから申し込み
貸出期間 8年3月31日(火)まで
対象 65歳以上の高齢者世帯など
募集台数 25台(先着順)

対象

65歳以上の高齢者世帯など
募集台数 25台(先着順)



申込フォームはこちら



問合先 消費生活センター
☎06(6902)7249

みんなで防ごう 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺

3月27日(木)、特殊詐欺などの被害防止対策強化として、大阪府安全なまちづくり条例が一部改正されました。6年の特殊詐欺被害確定値は2644件、被害額は過去最多の約61億円でした。

改正内容	8月1日(金)より施行	65歳以上の人通話しながらATMの操作をすることを禁止
	8月1日(金)より施行	特殊詐欺などのおそれを認めた場合、警察への通報などの義務化
	8月1日(金)より施行	プリペイド型電子マネー販売事業者が5万円以上を販売する時は特殊詐欺などのおそれがないか確認。購入者は、確認に応じることを義務化
	10月1日(水)より施行 ※一部例外あり。半年間の経過措置あり	過去3年間、ATMでの振込がない府内居住の70歳以上の人の口座は、振込上限額を1日10万円以下に制限

※詳しくは府ホームページをご覧ください。
問合先
府治安対策課 ☎06(6944)6512
消費生活センター ☎06(6902)7249



府ホームページはこちら

